

次世代育成支援対策推進法に基づく行動計画

株式会社 栃木銀行

仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境をつくることによつて、その能力を十分に発揮できるようにするため施策した行動計画の計画期間、計画目標を変更します。

1. 期間延長

変更前：平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日

変更後：平成 27 年 4 月 1 日から平成 29 年 4 月 30 日（1 ヶ月延長）

2. 目標変更（目標 1 を変更、他は変更なし）

目標 1 変更前：子供を育てる職員が利用できる事業内保育施設設置

変更後：3 歳以上の子を養育する職員に対する短時間勤務制度の実施

（対策）育児短時間勤務を申し出ることのできる職員を「3 歳未満の子を養育する職員」から「小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員」とする。

目標 2 年次有給休暇の取得促進

（対策）半日年次有給休暇制度の活用

目標 3 男性の子育て目的の休暇の取得促進（男性：年 5 名以上取得）

（対策）平成 27 年度から定期的な行内周知・啓蒙の実施

目標 4 育児休業取得促進

（男性：年 1 名以上取得、女性：取得率 80%以上維持）

（対策）平成 27 年度から定期的な行内周知・啓蒙の実施

目標 5 所定外労働時間の削減（ノー残業デーの月 1 回継続実施）

（対策）平成 27 年度から全店完全実施の指導、月 2 回実施検討

目標 6 地域の教育委員会等との連携による行内家庭教育講座の実施

（対策）栃木県教育委員会生涯学習課との連携による『働くママの応援講座』の継続実施

目標 7 インターンシップの実施（インターンシップの継続実施）

（対策）若年者に対するインターンシップによる就業体験を継続実施して行くため、インターネットサイトでの公募、および大学へのインターンシップ実施通知を継続実施

以 上